

箕面栗生第二住宅自治会防災会防災計画

1. 目的

この計画は、箕面栗生第二住宅自治会防災会規約第 11 条に基づき定めるもので、地震等による被害の防止および軽減を図ることを目的とする。

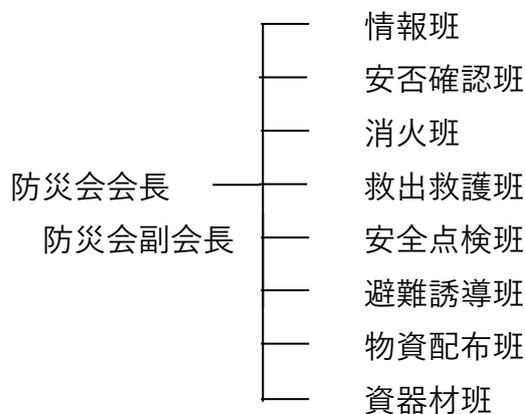
2. 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成および任務分担に関すること。
- (2) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導等の応急対策に関すること。
- (3) 防災知識の普及に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。

3. 防災組織の編成及び任務分担

- 3.1 地震等の発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、次のとおり防災組織を編成する。



3.2 各班の任務分担

(1) 情報班

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

① 情報の収集・伝達

第二住宅内、地域内の災害状況の収集と防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を第二住宅居住者、豊川北小地区防災委員会に伝達する。

- ② 情報の収集・伝達方法
情報の収集・伝達は、電話、メール、テレビ、ラジオ、
第二住宅ホームページによる。
- (2) 安否確認班
大規模地震発生直後の初動活動で第二住宅内の状況を確認する。
 - ① 確認事項
 - ア. 安全が確認（黄色いタオル）
 - イ. 救護を求めている（声かけ希望者への声かけ）
 - ウ. 出火・煙発生
 - エ. 建物の異常
 - オ. 通行妨害・危険個所
 - ② 確認方法は、各棟巡回により行い安否確認シートに状況を記入する。
- (3) 消火班
第二住宅内に火災が発生した場合、迅速に初期消火活動を行うと同時に
消防署の出動を要請する。
- (4) 救出救護班
 - ① 救出活動
建物の倒壊、落下物等により救出、救護を要する者が生じたときは、た
だちに救出救護活動を行う。但し、防災関係機関による救出を要すると
認めた時は、消防署、警察署等の防災関係機関の出動を要請する。
 - ② 救護活動
救出救護活動において、負傷者が医師の手当てを要すると認めたときは、
医療関係、防災関係機関に要請又は応急救護所に搬送する。
- (5) 安全点検班
危険個所の安全処置、立ち入り禁止の処置を行う。
- (6) 避難誘導班
要援護者の避難誘導、避難支援を行う。
- (7) 物資配布班
物資配布を求めている在宅被災者に物資配布を行う。
- (8) 資器材班
活動に必要な防災資器材の準備を行う。

4 防災知識の普及

箕面栗生第二住宅居住者の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及を行う。

(1) 普及事項は、次のとおりとする。

- ア 防災組織及び防災計画に関すること。
- イ 地震、火災、風水害等についての知識に関すること。
- ウ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- エ 地震などの災害発生後72時間における活動の重要性に関すること。
- オ 食料等を3日間分確保することの重要性に関すること。
- カ その他防災に関すること。

(2) 普及方法は、次のとおりとする。

- ア 広報紙、チラシ等の配布
- イ 栗生第二住宅のホームページに掲載

(3) 実施時期

随時行う。

5 防災訓練

大規模地震等による災害発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ

的確に行えるようにするため、防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別は、個別訓練及び総合訓練とする。

(2) 個別訓練の種類は、次のとおりとする。

- ア 情報の収集・伝達訓練
- イ 消火訓練
- ウ 避難訓練
- エ 救出・救助・救護訓練

(3) 総合訓練は、2以上の個別訓練を総合的に行うものとする。

(4) 訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

以上